

福井県福井海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	北潟漁業協同組合	福井県あわら市の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒 (ア)北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒 (イ)北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒 (ウ)北緯36度18分23.9秒、東経136度13分43.8秒 (エ)北緯36度16分14.6秒、東経136度10分15.8秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、たこ漁業、わかめ漁業、はばのり漁業、いわのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 4月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	あわら市浜坂、北潟および波松	なし
共第2号	雄島漁業協同組合	福井県坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇および宿の地先	次の基点第4号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒 基点第16号 北緯36度13分11.6秒、東経136度07分53.2秒 (ア)北緯36度15分59.0秒、東経136度10分30.3秒 (イ)北緯36度15分39.5秒、東経136度09分24.1秒 (ウ)北緯36度15分58.8秒、東経136度09分21.2秒 (エ)北緯36度15分41.2秒、東経136度07分09.4秒 (オ)北緯36度14分59.2秒、東経136度06分48.2秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、ほんだわら漁業、はばのり漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保	なし
共第3号	雄島漁業協同組合 三国港漁業協同組合	福井県坂井市三国町米ヶ脇および宿の地先	次の基点第16号、(ア)および基点第477号の各点を順次に結んだ線と三国灯台防波堤とによって囲まれた区域 基点第16号 北緯36度13分11.6秒、東経136度07分53.2秒 基点第477号 北緯36度13分04.2秒、東経136度07分39.0秒 (ア)北緯36度14分59.2秒、東経136度06分48.2秒	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、たこ漁業、わかめ漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保	なし
共第5号	福井市漁業協同組合	福井県福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、養町および松陰町の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒 (イ)北緯36度08分10.4秒、東経136度03分53.3秒 (ウ)北緯36度07分39.3秒、東経136度02分50.0秒	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、うに漁業、なまこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、ほんだわら漁業、はばのり漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、つのまた漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町	なし
共第6号	福井市漁業協同組合 三国港漁業協同組合	福井県福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、養町および松陰町の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒 (イ)北緯36度08分10.4秒、東経136度03分53.3秒 (ウ)北緯36度07分39.3秒、東経136度02分50.0秒	第二種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町、ならびに坂井市三国町陣ヶ岡、米ヶ脇、宿、神明、山王、三国東および新保	なし
共第7号	福井市漁業協同組合	福井県福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町の地先	次の基点第476号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第26号 北緯36度03分30.2秒、東経136度01分08.3秒 基点第476号 北緯36度08分39.3秒、東経136度04分59.5秒 (ア)北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒 (イ)北緯36度08分10.4秒、東経136度03分53.3秒 (ウ)北緯36度07分39.3秒、東経136度02分50.0秒 (エ)北緯36度05分50.1秒、東経136度01分21.7秒 (オ)北緯36度03分36.6秒、東経136度00分41.7秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、ほんだわら漁業、はばのり漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、つのまた漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第8号	越前漁業協同組合	福井県福井市大味町、 柴崎町、蒲生町、浜北 山町、居倉町、赤坂町、 城有町およびハツ俣町 の地先	次の基点第26号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 基点第26号 北緯36度03分30.2秒、東経136度01分08.3秒 基点第35号 北緯36度00分07.7秒、東経135度58分20.5秒 (ア)北緯36度03分36.6秒、東経136度00分41.6秒 (イ)北緯36度01分23.1秒、東経135度59分33.4秒 (ウ)北緯36度00分25.3秒、東経135度58分01.6秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁 業、はい貝漁業、かき漁業、うに漁 業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁 業、もずく漁業、ほんだわら漁業、い わのり漁業、てんぐさ漁業 (第二種共同漁業) 磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	福井市大味町、柴崎 町、蒲生町、浜北山町、 居倉町、赤坂町、城有 町およびハツ俣町	なし
共第10号	越前町漁業協同組合	福井県丹生郡越前町の 地先	次の基点第35号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、 (ス)、(セ)および基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 基点第35号 北緯36度00分07.7秒、東経135度58分20.5秒 基点第53号 北緯35度52分23.4秒、東経136度00分37.1秒 (ア)北緯36度00分25.3秒、東経135度58分01.6秒 (イ)北緯35度59分03.6秒、東経135度57分17.3秒 (ウ)北緯35度58分35.8秒、東経135度57分16.7秒 (エ)北緯35度57分38.3秒、東経135度58分02.9秒 (オ)北緯35度57分00.3秒、東経135度58分53.5秒 (カ)北緯35度56分39.2秒、東経135度58分50.6秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁 業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁 業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁 業、いわのり漁業、えごのり漁業、て んぐさ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	丹生郡越前町左右、玉 川、梅浦、宿、新保、小 樽、大樽、道口、厨、茂 原、高佐および米ノ	なし
共第11号	河野村漁業協同組合	福井県南条郡南越前町 糠の地先	次の基点第53号、(ア)、(イ)および基点第55号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 基点第53号 北緯35度52分23.4秒、東経136度00分37.1秒 基点第55号 北緯35度50分41.1秒、東経136度02分35.5秒 (ア)北緯35度52分15.6秒、東経136度00分24.4秒 (イ)北緯35度50分35.8秒、東経136度02分25.5秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁 業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁 業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁 業、いわのり漁業、えごのり漁業、て んぐさ漁業、えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	南条郡南越前町糠	なし
共第12号	河野村漁業協同組合	福井県南条郡南越前町 甲楽城の地先	次の基点第55号、(ア)、(イ)および基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 基点第55号 北緯35度50分41.1秒、東経136度02分35.5秒 基点第57号 北緯35度49分50.4秒、東経136度03分36.4秒 (ア)北緯35度50分35.8秒、東経136度02分25.5秒 (イ)北緯35度49分42.6秒、東経136度03分23.6秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁 業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁 業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁 業、いわのり漁業、えごのり漁業、て んぐさ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	南条郡南越前町甲楽城	なし
共第13号	河野村漁業協同組合	福井県南条郡南越前町 今泉、河野、大泉の地 先	次の基点第57号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、点(オ)、(カ)を順次に結んだ線から陸岸側の区域を除く。 基点第57号 北緯35度49分50.4秒、東経136度03分36.4秒 基点第63号 北緯35度45分54.4秒、東経136度05分54.0秒 (ア)北緯35度49分42.6秒、東経136度03分23.6秒 (イ)北緯35度48分38.6秒、東経136度04分20.6秒 (ウ)北緯35度46分27.1秒、東経136度05分38.6秒 (エ)北緯35度45分53.8秒、東経136度05分34.1秒 (オ)北緯35度49分17.9秒、東経136度04分18.6秒 (カ)点(オ)から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁 業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁 業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁 業、いわのり漁業、えごのり漁業、て んぐさ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	南条郡南越前町今泉、 河野、大良および大谷	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第15号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市の地先	次の基点第63号と(ア)とを結ぶ線、基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに両線間の距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第541号、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第78号と(オ)とを結ぶ線、基点第564号と(カ)とを結ぶ線および両線間の距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第564号、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)および基点第94号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第541号、(イ)、(ウ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)および基点第542号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第313号、(タ)、(チ)および基点第314号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第301号と基点第304号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第508号、(ツ)、(テ)および基点第509号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第1012号、(ト)、(ナ)および基点第1013号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第511号、(ニ)、(ヌ)および基点第512号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第63号 北緯35度45分54.4秒、東経136度05分54.0秒 基点第78号 北緯35度41分24.6秒、東経136度01分49.3秒 基点第94号 北緯35度43分48.4秒、東経135度57分52.5秒 基点第301号 北緯35度44分32.9秒、東経136度01分34.3秒 基点第304号 北緯35度44分40.4秒、東経136度01分45.1秒 基点第313号 北緯35度39分34.9秒、東経136度02分39.8秒 基点第314号 北緯35度39分37.9秒、東経136度02分34.9秒 基点第508号 北緯35度45分39.6秒、東経136度00分58.5秒 基点第509号 北緯35度45分31.6秒、東経136度00分48.1秒 基点第511号 北緯35度44分28.2秒、東経135度59分11.4秒 基点第512号 北緯35度44分03.3秒、東経135度58分57.5秒 基点第541号 北緯35度40分46.4秒、東経136度04分28.3秒 基点第542号 北緯35度39分26.3秒、東経136度03分31.6秒 基点第564号 北緯35度44分15.6秒、東経136度02分28.1秒 基点第1012号 北緯35度45分15.3秒、東経136度00分34.0秒 基点第1013号 北緯35度44分59.2秒、東経135度59分57.4秒 (ア)北緯35度45分53.8秒、東経136度05分34.1秒 (イ)北緯35度40分48.0秒、東経136度04分28.3秒 (ウ)北緯35度40分48.1秒、東経136度04分08.4秒 (エ)北緯35度40分05.1秒、東経136度03分27.0秒 (オ)北緯35度41分17.4秒、東経136度01分57.3秒 (カ)北緯35度44分16.8秒、東経136度02分40.0秒 (キ)北緯35度45分03.5秒、東経136度02分08.7秒 (ク)北緯35度46分13.1秒、東経136度01分06.7秒 (ケ)北緯35度44分02.2秒、東経135度57分35.6秒 (コ)北緯35度40分39.6秒、東経136度04分00.3秒 (サ)北緯35度40分39.6秒、東経136度04分21.1秒 (シ)北緯35度40分07.5秒、東経136度04分21.1秒 (ス)北緯35度40分07.5秒、東経136度03分23.9秒 (セ)北緯35度39分54.6秒、東経136度03分26.3秒 (ソ)北緯35度39分43.1秒、東経136度03分29.6秒 (タ)北緯35度39分34.7秒、東経136度02分40.1秒 (チ)北緯35度39分35.6秒、東経136度02分40.7秒 (ツ)北緯35度45分46.4秒、東経136度00分50.4秒 (テ)北緯35度45分40.6秒、東経136度00分37.4秒 (ト)北緯35度45分26.3秒、東経136度00分23.9秒 (ナ)北緯35度45分06.3秒、東経135度59分51.0秒 (ニ)北緯35度44分32.0秒、東経135度59分06.2秒 (ヌ)北緯35度44分14.8秒、東経135度58分41.5秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、はまぐり漁業、にしがい漁業、がんがら漁業、くぼがい漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわりのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	敦賀市	基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに基点第1008号、(シ)および(ス)とを結ぶ線との間線間における海域においては、第一種共同漁業を除く。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第16号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町丹生竹波の地先	次の基点第94号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および基点第110号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第317号、(キ)、(ク)、(ケ)および基点第320号の各点を順次に結んだ線、基点第321号と基点第322号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第102号と基点第104号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第94号 北緯35度43分48.4秒、東経135度57分52.5秒 基点第102号 北緯35度42分24.2秒、東経135度57分51.7秒 基点第104号 北緯35度42分26.9秒、東経135度57分44.5秒 基点第110号 北緯35度41分00.6秒、東経135度58分32.7秒 基点第317号 北緯35度42分11.4秒、東経135度58分16.5秒 基点第320号 北緯35度41分60.0秒、東経135度57分47.7秒 基点第321号 北緯35度42分15.3秒、東経135度58分18.1秒 基点第322号 北緯35度42分15.2秒、東経135度57分57.9秒 (ア) 北緯35度44分06.8秒、東経135度57分30.0秒 (イ) 北緯35度43分40.3秒、東経135度56分53.3秒 (ウ) 北緯35度43分40.3秒、東経135度56分53.3秒 (エ) 北緯35度41分41.3秒、東経135度57分12.9秒 (オ) 北緯35度41分49.5秒、東経135度58分12.2秒 (カ) 北緯35度40分58.2秒、東経135度58分09.9秒 (キ) 北緯35度42分11.2秒、東経135度58分05.3秒 (ク) 北緯35度42分04.3秒、東経135度58分10.3秒 (ケ) 北緯35度41分50.6秒、東経135度57分56.3秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方郡美浜町丹生	なし
共第17号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町菅浜の地先	次の基点第110号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第115号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第110号 北緯35度41分00.6秒、東経135度58分32.7秒 基点第115号 北緯35度38分55.7秒、東経135度58分32.7秒 (ア) 北緯35度40分58.2秒、東経135度58分09.0秒 (イ) 北緯35度40分40.8秒、東経135度57分06.5秒 (ウ) 北緯35度39分21.3秒、東経135度56分35.3秒 (エ) 北緯35度38分56.9秒、東経135度58分20.9秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方郡美浜町菅浜	なし
共第18号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町北田、佐田および山上の地先	次の基点第115号、(ア)、(イ)および基点第116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第115号 北緯35度38分55.7秒、東経135度58分48.7秒 基点第116号 北緯35度37分26.4秒、東経135度58分20.9秒 (ア) 北緯35度38分56.9秒、東経135度58分20.9秒 (イ) 北緯35度37分45.2秒、東経135度58分05.3秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方郡美浜町菅浜および坂尻	なし
共第20号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子の地先	次の基点第116号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第130号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第116号 北緯35度37分26.4秒、東経135度58分20.9秒 基点第130号 北緯35度37分27.5秒、東経135度54分21.8秒 (ア) 北緯35度38分56.0秒、東経135度57分06.6秒 (イ) 北緯35度38分53.7秒、東経135度56分30.1秒 (ウ) 北緯35度37分20.9秒、東経135度55分50.8秒 (エ) 北緯35度37分55.1秒、東経135度54分55.1秒 (オ) 北緯35度38分03.6秒、東経135度54分03.9秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子および早瀬	なし
共第21号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の基点第130号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第138号の各点を順次に結んだ線、三方郡美浜町と同郡三方町との境界嵯峨峠水道日向湖側入口と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第130号 北緯35度37分27.5秒、東経135度54分21.8秒 基点第138号 北緯35度38分31.9秒、東経135度48分52.7秒 (ア) 北緯35度38分03.6秒、東経135度54分03.9秒 (イ) 北緯35度37分48.8秒、東経135度51分54.7秒 (ウ) 北緯35度38分27.8秒、東経135度50分51.6秒 (エ) 北緯35度38分52.7秒、東経135度49分26.0秒 (オ) 北緯35度38分38.9秒、東経135度48分32.5秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方郡美浜町日向	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第22号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町の地先	次の基点第138号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、基点第172号および基点第171号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第138号 北緯35度38分31.9秒、東経135度48分52.7秒 基点第171号 北緯35度34分17.6秒、東経135度48分54.0秒 基点第172号 北緯35度34分31.2秒、東経135度49分05.4秒 (ア)北緯35度38分38.9秒、東経135度48分32.5秒 (イ)北緯35度38分29.9秒、東経135度47分55.1秒 (ウ)北緯35度37分36.0秒、東経135度47分56.8秒 (エ)北緯35度37分40.9秒、東経135度49分07.5秒 (オ)北緯35度36分31.7秒、東経135度49分26.6秒 (カ)北緯35度35分58.9秒、東経135度49分50.8秒 (キ)北緯35度35分49.6秒、東経135度50分45.0秒 (ク)北緯35度34分56.7秒、東経135度51分04.3秒 (ケ)北緯35度34分56.6秒、東経135度48分40.6秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えこのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見	なし
共第23号	若狭三方漁業協同組合 小浜市漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町世久見湾千島の地先	次の基点第431号から半径300メートルの弧、基点第432号から半径300メートルの弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第431号 北緯35度36分03.7秒、東経135度47分31.7秒 基点第432号 北緯35度36分11.5秒、東経135度47分27.7秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見、ならびに小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および平久	なし
共第25号	小浜市漁業協同組合 若狭三方漁業協同組合	福井県小浜市矢代湾沖の石の地先	次の基点第600号から半径300メートルの弧最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第600号 北緯35度34分41.0秒、東経135度46分45.6秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および平久ならびに三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見	なし
共第26号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市の地先	次の基点第171号、基点第172号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)および基点第206号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、小浜港突堤先端、(ノ)、(タ)、(チ)、(ツ)および基点第504号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第171号 北緯35度34分17.5秒、東経135度48分54.0秒 基点第172号 北緯35度34分31.2秒、東経135度49分05.4秒 基点第206号 北緯35度29分28.9秒、東経135度43分11.5秒 基点第504号 北緯35度29分52.3秒、東経135度44分27.3秒 (ア)北緯35度34分56.6秒、東経135度48分40.6秒 (イ)北緯35度34分26.5秒、東経135度47分35.8秒 (ウ)北緯35度32分33.4秒、東経135度48分23.0秒 (エ)北緯35度34分14.8秒、東経135度45分06.6秒 (オ)北緯35度34分32.0秒、東経135度44分02.3秒 (カ)北緯35度34分29.4秒、東経135度43分04.7秒 (キ)北緯35度34分05.9秒、東経135度42分18.7秒 (ク)北緯35度32分37.3秒、東経135度40分59.8秒 (ケ)北緯35度32分28.2秒、東経135度41分06.6秒 (コ)北緯35度32分18.9秒、東経135度42分36.2秒 (サ)北緯35度30分59.4秒、東経135度42分35.9秒 (シ)北緯35度30分54.3秒、東経135度42分55.1秒 (ス)北緯35度31分26.4秒、東経135度44分22.5秒 (セ)北緯35度29分42.5秒、東経135度43分00.6秒 (ノ)北緯35度30分15.5秒、東経135度44分30.4秒 (タ)北緯35度30分17.5秒、東経135度44分27.7秒 (チ)北緯35度30分20.8秒、東経135度44分09.5秒 (ツ)北緯35度30分04.3秒、東経135度43分57.3秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、はい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、い貝漁業、あか貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、ほんだわら漁業、いわのり漁業、えこのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾、宇久、泊、仏谷、堅塩、若狭、甲ヶ崎、小松原、下竹原、新小松原、稲谷、崎、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取、一番町、下根来および生守に住所を有する者	なし
共第27号	小浜市漁業協同組合 大島漁業協同組合	福井県小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川の地先	次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第206号 北緯35度29分28.9秒、東経135度43分11.5秒 基点第213号 北緯35度28分47.9秒、東経135度38分07.1秒 (ア)北緯35度29分42.5秒、東経135度43分00.6秒 (イ)北緯35度30分03.8秒、東経135度40分56.8秒 (ウ)北緯35度29分53.9秒、東経135度39分44.1秒 (エ)北緯35度29分04.0秒、東経135度38分04.6秒	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、はい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、ほんだわら漁業、えこのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津、鯉川および大飯郡おおい町大島	なし
共第28号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川の地先	次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第206号 北緯35度29分28.9秒、東経135度43分11.5秒 基点第213号 北緯35度28分47.9秒、東経135度38分07.1秒 (ア)北緯35度29分42.5秒、東経135度43分00.6秒 (イ)北緯35度30分03.8秒、東経135度40分56.8秒 (ウ)北緯35度29分53.9秒、東経135度39分44.1秒 (エ)北緯35度29分04.0秒、東経135度38分04.6秒	第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第30号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の基点第213号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)および基点第244号の各点を順次に結んだ線、基点第215号と基点第222号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第404号と基点第407号とを結んだ線、基点第405号と基点第406号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第408号、(ク)、(ケ)、(コ)および基点第545号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第410号、(サ)、(シ)および基点第411号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第213号 北緯35度28分47.9秒、東経135度38分07.1秒 基点第215号 北緯35度28分57.1秒、東経135度36分16.1秒 基点第222号 北緯35度29分24.4秒、東経135度36分22.1秒 基点第244号 北緯35度30分49.8秒、東経135度36分08.7秒 基点第404号 北緯35度28分56.7秒、東経135度37分28.3秒 基点第405号 北緯35度28分59.3秒、東経135度37分23.2秒 基点第406号 北緯35度29分20.5秒、東経135度37分30.4秒 基点第407号 北緯35度29分19.5秒、東経135度37分36.5秒 基点第408号 北緯35度32分07.2秒、東経135度39分33.5秒 基点第410号 北緯35度32分46.1秒、東経135度39分11.7秒 基点第411号 北緯35度32分36.1秒、東経135度38分45.7秒 基点第545号 北緯35度32分41.7秒、東経135度39分37.7秒 (ア) 北緯35度29分04.0秒、東経135度38分04.6秒 (イ) 北緯35度29分29.8秒、東経135度38分15.5秒 (ウ) 北緯35度31分05.0秒、東経135度39分20.1秒 (エ) 北緯35度31分15.2秒、東経135度40分43.6秒 (オ) 北緯35度33分10.3秒、東経135度40分00.8秒 (カ) 北緯35度33分02.8秒、東経135度38分08.5秒 (キ) 北緯35度31分20.4秒、東経135度36分03.9秒 (ク) 北緯35度32分07.2秒、東経135度39分47.4秒 (ケ) 北緯35度32分14.9秒、東経135度40分03.9秒 (コ) 北緯35度32分36.5秒、東経135度39分56.5秒 (サ) 北緯35度33分03.7秒、東経135度38分59.1秒 (シ) 北緯35度33分02.2秒、東経135度38分27.1秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、い貝漁業、あか貝漁業、と貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、ほんだら漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、おこりの漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大島	なし
共第31号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町和田車持の地先	次の基点第215号と基点第222号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第215号 北緯35度28分57.1秒、東経135度36分16.1秒 基点第222号 北緯35度29分24.4秒、東経135度36分22.1秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、あか貝漁業、とり貝漁業、なまこ漁業、たこ漁業、てんぐさ漁業 (第二種共同漁業) 磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町和田	なし
共第32号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町和田の地先	次の基点第244号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第249号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第244号 北緯35度30分49.8秒、東経135度36分08.7秒 基点第249号 北緯35度29分27.2秒、東経135度33分54.7秒 (ア) 北緯35度31分20.4秒、東経135度36分03.9秒 (イ) 北緯35度30分44.2秒、東経135度33分43.6秒 (ウ) 北緯35度29分51.1秒、東経135度33分51.9秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、はまぐり漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、いぎす漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町和田	なし
共第33号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町岩神から瀬波江に至るの地先	次の基点第249号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第251号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第249号 北緯35度29分27.2秒、東経135度33分54.7秒 基点第251号 北緯35度30分04.5秒、東経135度30分51.5秒 (ア) 北緯35度29分51.1秒、東経135度33分51.9秒 (イ) 北緯35度30分44.2秒、東経135度33分43.6秒 (ウ) 北緯35度31分08.2秒、東経135度31分21.7秒 (エ) 北緯35度30分07.3秒、東経135度31分19.1秒 (オ) 北緯35度31分21.2秒、東経135度31分22.2秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、いぎす漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町事代および塩土	なし
共第35号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町小黑飯の地先	次の基点第251号、(ア)、(イ)、基点第257号および基点第258号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第251号 北緯35度30分04.5秒、東経135度30分51.5秒 基点第257号 北緯35度31分05.4秒、東経135度30分57.0秒 基点第258号 北緯35度31分07.5秒、東経135度30分51.8秒 (ア) 北緯35度30分07.3秒、東経135度31分19.1秒 (イ) 北緯35度31分21.2秒、東経135度31分22.2秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、あさり漁業、はまぐり漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、いぎす漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町小黑飯	なし
共第36号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町小黑飯の地先	次の基点第258号、基点第257号、(ア)、(イ)および基点第259号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第397号と基点第403号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第257号 北緯35度31分05.4秒、東経135度30分57.0秒 基点第258号 北緯35度31分07.5秒、東経135度30分51.8秒 基点第259号 北緯35度31分55.2秒、東経135度30分51.4秒 基点第397号 北緯35度31分16.7秒、東経135度30分51.6秒 基点第403号 北緯35度31分28.0秒、東経135度30分54.4秒 (ア) 北緯35度31分21.2秒、東経135度31分22.2秒 (イ) 北緯35度31分56.7秒、東経135度31分15.2秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、いぎす漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町小黑飯、事代および塩土	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第37号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町 普海の地先	次の基点第259号、(ア)、(イ)および基点第264号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第259号 北緯35度31分55.2秒、東経135度30分51.4秒 基点第264号 北緯35度33分05.0秒、東経135度30分57.6秒 (ア)北緯35度31分56.7秒、東経135度31分15.2秒 (イ)北緯35度33分14.5秒、東経135度31分27.2秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業)	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町普海、事代および塩土	なし
共第38号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町 普海の地先	次の基点第264号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第272号、(オ)、(カ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第264号 北緯35度33分06.0秒、東経135度31分00.0秒 基点第272号 北緯35度31分43.5秒、東経135度30分09.7秒 基点第273号 北緯35度31分19.7秒、東経135度30分12.2秒 (ア)北緯35度33分14.5秒、東経135度31分27.2秒 (イ)北緯35度33分44.8秒、東経135度29分45.2秒 (ウ)北緯35度32分33.6秒、東経135度29分14.7秒 (エ)北緯35度32分15.7秒、東経135度29分21.5秒 (オ)北緯35度31分46.1秒、東経135度30分04.7秒 (カ)北緯35度31分40.6秒、東経135度29分53.3秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町普海	なし
共第50号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町 神野浦、山中、宮尾、日引および上瀬の地先	次の基点第273号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第287号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第275号、(オ)、(カ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第273号 北緯35度31分19.7秒、東経135度30分12.2秒 基点第275号 北緯35度31分25.7秒、東経135度29分45.0秒 基点第287号 大飯郡高浜町上瀬地先正面崎甲岩に設置した標柱 (ア)北緯35度32分15.7秒、東経135度29分21.5秒 (イ)北緯35度32分33.6秒、東経135度29分14.7秒 (ウ)北緯35度33分44.8秒、東経135度29分45.1秒 (エ)基点第287号から真方位23度20分600メートルの点 (オ)北緯35度31分30.4秒、東経135度29分43.6秒 (カ)北緯35度31分40.6秒、東経135度29分53.3秒	第一、二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、い貝漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、わかめ漁業、もずく漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、てんぐさ漁業、うみぞうめん漁業、えむし漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町神野浦、日引および上瀬	なし
共第51号	北潟漁業協同組合	福井県あわら市、浜坂、北潟および波松の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒 (ア)北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒 (イ)北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒 (ウ)北緯36度18分28.3秒、東経136度13分38.0秒 (エ)北緯36度16分19.8秒、東経136度10分11.0秒	第三種共同漁業	あじ地びき網漁業 ぶり地びき網漁業 たい地びき網漁業 いかなご地びき網漁業	4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月32日まで	団体	あわら市浜坂、北潟および波松	なし